

いじめについて「正しく知り、考え、行動」できるチーム学校をめざして

次の事例について、考えてみましょう。

【事例①】

グループ内での立場

女子Aは、グループの一員として行動をともにしていたが、弱 い立場のように見えたため、他のメンバーからからかわれたり、 いじられたりすることがあった。

Aは、常に同じ役割を担わされているわけでなく、言い返した りもしていることを例にあげ、いじめではないと主張している。

本人は否定

【事例②】

男子Bは、同級生C、D、E、Fからあだ名で呼ばれている。 BもC、D、E、Fに同じようにあだ名をつけて、グループの輪 に入ろうとしているが、自分の行為だけ周囲から否定されている。

双方向の行為

Bは他の4名と仲良くやりたいと思っており、あだ名をつけら れていることは、友情の証だと捉えている。Bも他の4名に自分 と同じようにあだ名をつけているが、なぜか自分の行為は否定さ れているような気がしている。 心身の苦痛



Aも言い返しているし、「い じめではない」と否定してい る。「いじめ」として認知しな くても、Aの様子を気を付け て見守るようにすればよいの ではないですか?



-方的にあだ名をつけら れているわけではないし、B は自分からグループの輪に 入ろうとしているのだから、 いじめとは言えないのでは ないかしら…。

Bは自分が否定されている と感じているのだから、「お互 いさま」だと見過ごしたらい けないと思うのだけれど…。



『いじめ対策に係る事例集』(平成30年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課)P.10~13より

事例①②は、法のいじめとして 扱うべき事例です。

事例①のように、本人がいじめ被害を認めて いない場合、いじめの定義に該当しないと判 断されがちです。しかし、グループ内の立場 などの背景事情を考慮し、「客観的に見てい じめに当たる事案である」と捉え、学校いじ め対策組織で対応することが必要です。

「本人が大丈夫だと言うのだから…」 「よくあることだから」と、 ---個人の判断で留めない

【いじめ防止対策推進法】

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定 の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な **影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるもの を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心 身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、〈略〉保護者、地域住民、児 童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体 でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該 学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる ときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

事例のような具体的な場面について、校内研修や子供を語る会等で感想や意見を述べ合うことが 有効です。いじめに対する共通理解を図るには、全員で納得できる範囲や内容を確認するプロセス を経ることが大切です。

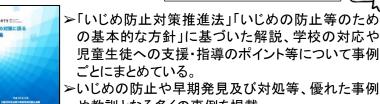


- ■どのような行為がいじめに当たるのか
- ■どのような行為をゆるしてはならないのか
- ■どのような対応が適切なのか

②教職員の"温度差"を小さくし、 いじめに対する認識を共有する

御活用ください!

『いじめ対策に係る事例集』 文部科学省 いじめ 事例集



の基本的な方針」に基づいた解説、学校の対応や 児童生徒への支援・指導のポイント等について事例

>いじめの防止や早期発見及び対処等、優れた事例 や教訓となる多くの事例を掲載。

西部地区では、いじめの認知件数が0 件(9月末現在)という学校が多い傾向に あります。

全ての教職員が、いじめの定義につい て正しく理解しているか、子供の変化やト ラブルに気付いた時にどう動くべきか理解 しているか等、いじめについて 校内で今一度確認し、いじめ のない学校づくりを進めていき ましょう。